



豊田市緑化地域制度マニュアル



平成 24 年 6 月

(平成 29 年 4 月改訂)

(平成 30 年 4 月改訂)

豊田市

はじめに

豊田市では水と緑にまつまれたものづくり環境先進都市を目指し、本年10月より緑化地域制度を導入します。

本マニュアルは、豊田市の緑化地域制度に対する理解を深めて頂くために、制度の内容、申請手続き、緑化率等の算出方法など、運用上必要となる事項を記載したものです。

また、緑化計画を行う際の緑化手法や設置箇所に適した樹種等を紹介し、円滑な緑化申請が行えるように配慮しています。本マニュアルの活用により、緑あふれる都心の形成に向け、市民・事業者の方々及び公共団体が取り組む、緑化推進の一助となることを切に期待しております。

平成24年6月 豊田市

目次

用語の意味と説明	1
1 緑化地域制度について	3
1-1 豊田市における緑の現状	3
1-2 豊田市の緑の取組み	4
1-3 緑化地域制度	5
2 申請手続き	8
2-1 申請手続きの流れ	8
2-2 緑化率等の判定フロー図	9
2-3 申請に必要な書類	10
2-4 申請書類の留意点	11
2-5 緑化施設等の完了確認の立会いについて	12
2-6 申請時に必要となる添付図書	13
2-7 緑化地域制度の適用除外となる物件の場合	20
2-8 建築物の敷地が緑化率等の最低限度が異なる区域にまたがっている場合	21
2-9 市の施設の場合	21
2-10 緑化地域制度の適用を受けない建築物	21
2-11 各種申請書類の記入例	22
3 緑化率等の算出方法	31
4 計画手法	43
4-1 緑化手法と選定	43
4-2 緑化手法の提案	46
5 維持・管理手法	48
5-1 維持管理の目安	48
5-2 剪定・刈り込み	48
5-3 除草・清掃	50
5-4 病虫害対策	50
5-5 設備関係	51
6 緑化に適した植物例	54
7 資料編	62
7-1 みどりのまちづくり推進事業補助金	62
7-2 様式	63

用語の意味と説明

ふりがな 語句	説明	関連法令	関連 ページ
りょつかちいき 緑化地域	都市計画区域内の用途地域が指定されている区域内で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域として、都市計画において定められた地域。	都市緑地法第34条第1項	5
りょつかしせつ 緑化施設	植栽、花壇、その他の緑化のための施設及び敷地内に保全された樹木、ならびにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設。（当該建築物の空地、壁面、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）	都市緑地法第34条第2項	6
かんきょうふか 環境負荷 ていげんしせつ 低減施設	太陽光発電設備その他市長が環境への負荷の低減に資すると認められた施設及び設備。（緑化率の算定の基礎とされた緑化施設を除く。）	豊田市緑化推進条例第2条（5）	6
りょつかしせつとう 緑化施設等	豊田市独自に定めるもので、都市緑地法施行規則に記載された緑化施設のほかに、環境負荷低減施設の面積を加えたもの。 緑化施設等 = 緑化施設 + 環境負荷低減施設	豊田市緑化推進条例第8条第1項	6
りょつかりつ 緑化率	緑化施設的面積の敷地面積に対する割合。	都市緑地法第34条第2項	6
かんきょうふか 環境負荷 ていげんりつ 低減率	建築物の環境負荷低減施設的面積の敷地面積に対する割合。	豊田市緑化推進条例第2条（6）	6
りょつかりつとう 緑化率等	緑化率の数値に環境負荷低減率の数値を加えたもの。 緑化率等 = 緑化率 + 環境負荷低減率	豊田市緑化推進条例第5条第1項	6
けん 建ぺい率の さいこうげんど 最高限度	各用途地域に定められた指定建ぺい率の他、角地や防火地域における耐火建築物など建築基準法による緩和を受けた場合は、緩和後の建ぺい率を最高限度とする。	建築基準法第53条第1項	7
じゅもく 樹木	地上部の一部が木質化している植物。樹冠の頂端（一部の突出した枝は含まない）から根鉢の上端までの垂直高を樹木の高さとし、その高さによって以下の4種類の名称に分類。 ・高木：樹木の高さが4.0m以上の樹木 ・中高木：樹木の高さが2.5m以上4.0m未満の樹木 ・中木：樹木の高さが1.0m以上2.5m未満の樹木 ・低木：樹木の高さが1.0m未満の樹木及びタケ類	豊田市緑化地域制度実施要綱第2条第2項（2）～（7）	32
じゅかん 樹冠の水平 とうるいめんげき 投影面積	樹木の枝により形づくられる外郭線（一部の突出した枝は含まない）に囲まれた部分を水平面に投影した面積。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（8）	32
しよくさいまばん 植栽基盤	樹木、芝、その他の地被植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（10）	34
ちひしよくぶつ 地被植物	芝などの草本やササ類、シダ植物など、地面を低く面的に覆う植物。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（9）	36
ぽつとぶえ ポット苗	ポット内で栽培された苗芝をいう。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項（16）	36

ストロン ^{なま} 苗	芝の茎をほぐした苗をいう。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項(17)	36
パーゴラ	住宅の軒先や庭に設ける、つる性の植物を絡ませる木材などで組んだ棚で、藤棚や緑廊等のこと。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項(18)	37
しほくさい ^{いとう} 等 植栽等	緑化面積として計上することができる緑化施設から、土留、園路等及び緑化駐車場を除いたもの。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項(19)	40
へきめん ^{りょうが} 壁面緑化	緑化施設を建築物の外壁、建築物の外壁に準ずるもの及び建築物に付帯する設備の壁面に整備すること。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項(12)	41
けんちく ^{ぶつ} 建築物の がいへき ^ま 外壁	建築物の屋内と屋外を区別する壁のうち、屋外に面している壁の部分をいい、バルコニーやベランダの外壁面を含む。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項(13)	41
りょうか 緑化 ちゅうしゃ ^{じょう} 駐車場	駐車場としての用途を兼ねる緑地をいう。	豊田市緑化地域制度実施要項第2条第2項(15)	44

1 緑化地域制度について

1-1 豊田市における緑の現状

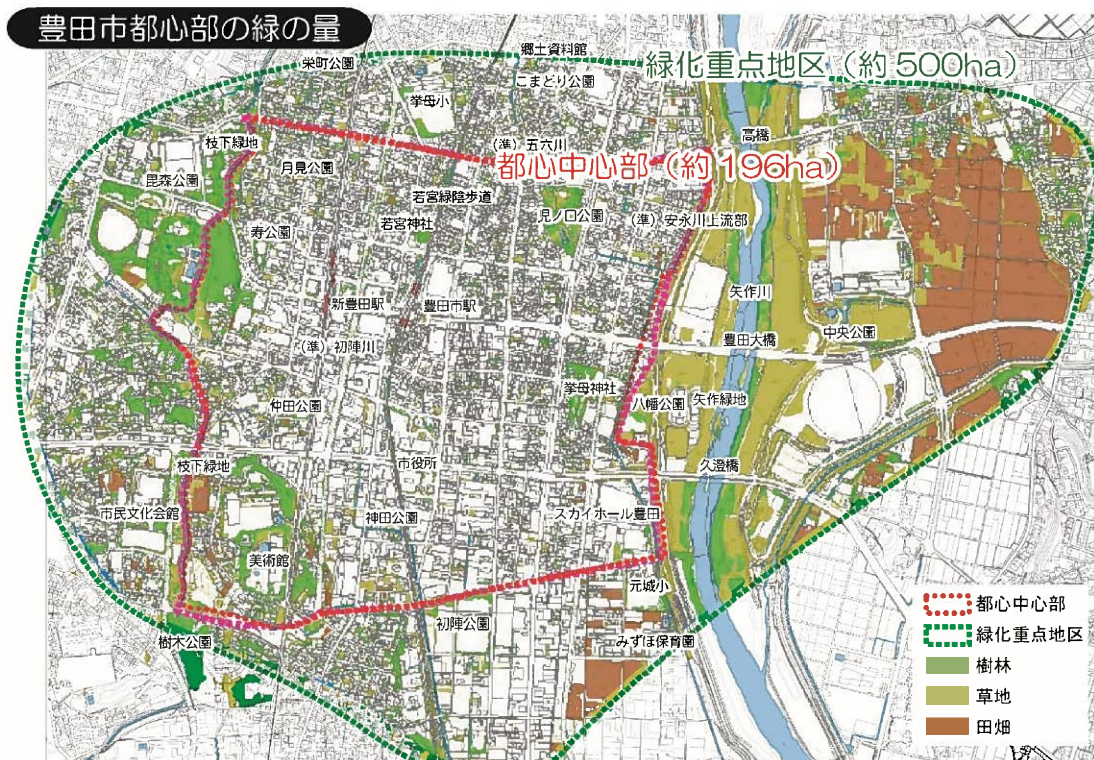
緑が少ない都心中心部

本市の都市計画区域内（約36,000ha）の森林面積は約15,000haで、区域の約4割を占めます。

また、都市計画区域内の森林を含めた緑地面積の合計は約24,000haを有し、緑地率としては約67%を示すことから、都市計画区域全体としては比較的良好な緑がある状態といえます。

一方、都心（緑化重点地区：約500ha）では、緑の量を示す緑被率が約3割確保されていますが、都市公園や矢作川等の特定の施設によるもので、都心一体に対する効果的な緑化がなされているとはいえません。

また、本市の顔となる都心中心部（約196ha）では、緑被率が約14.2%と周辺地域と比べて非常に少ない状況にあります。

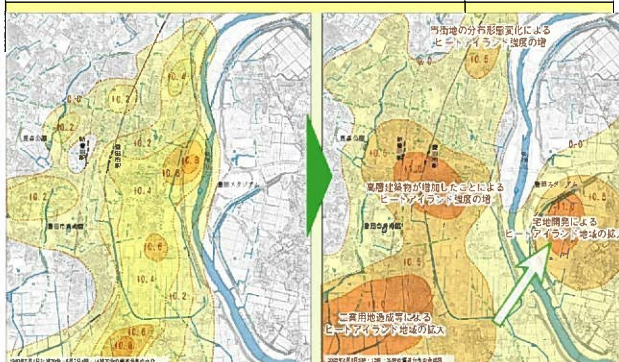


面積	緑被率
市街化区域全域（約5,158ha）	23.3%
緑化重点地区（約500ha）	30.5%

このままでは、農地の宅地化の進展により都心の緑は一層減少し、ヒートアイランド現象の進行、生物多様性の低下、自然とのふれあい喪失など、都市環境の悪化が懸念されます。

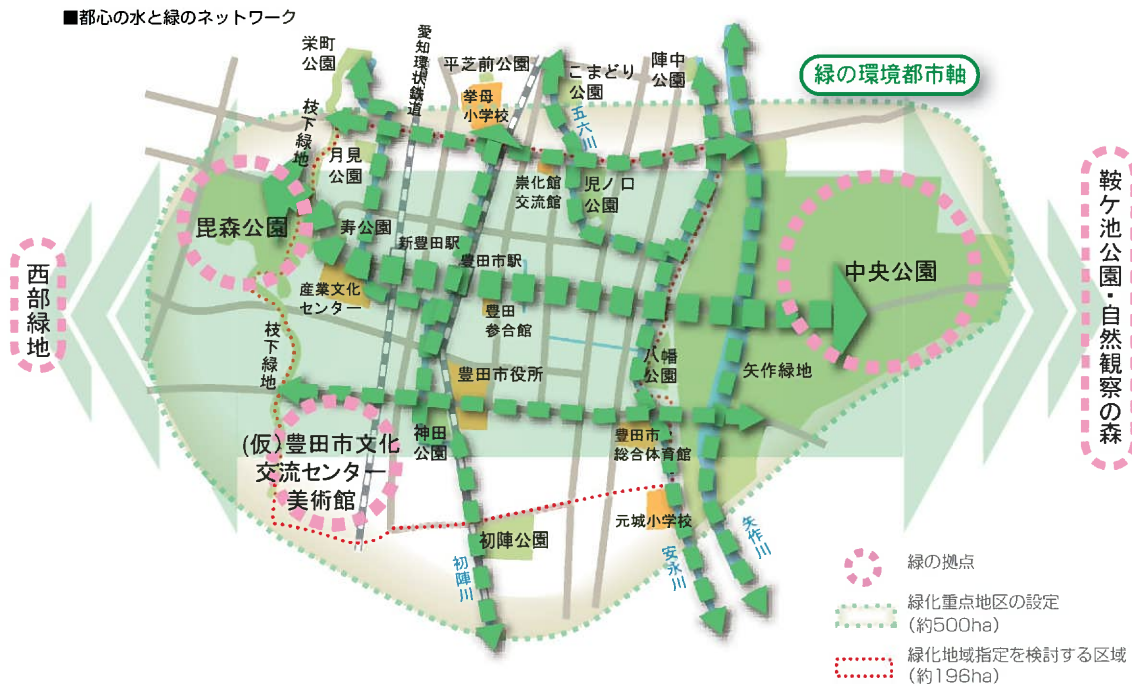
暑くなる豊田市都心中心部

豊田市都心中心部では高層建築物が増加したことなどによってヒートアイランド強度が増し、その周辺部では宅地開発や工業用地造成等によってヒートアイランド地域が拡大しています。



1-2 豊田市の緑の取組み

豊田市では平成20年3月に「豊田市緑の基本計画」を策定し、行政による都市における緑地の保全と緑化の推進などの取り組みだけでなく、緑の施策の担い手として市民・NPO・企業などと共働して行う緑のまちづくり活動を推進していきます。また、都心中心部では都市化が進み、緑が少ないため、公共施設のみならず民有地でも積極的な緑化が必要としています。



緑地率

対象：都市計画区域

緑地とは、公園やグラウンド、公共施設の植栽地、ゴルフ場などの民間施設の緑地、その他風致地区、農振農用地、森林計画などの地域性緑地の総計です。年々減少する農振農用地や地域森林計画対象民有林に対して、都市計画決定などにより緑地を担保し、現状を維持します。

現況値 目標値 (H29)

67.1%⇒維持

緑被面積

対象：都心中心部

緑被面積とは、航空写真により抽出した樹林地や草地で覆われた区域です。街路樹や民有地の緑化などにより緑を増やします。

目標値 (H29)

+7,000m²

身近な公園・緑地の配置率

対象：市街化区域

配置率とは、歩いていける距離に公園などがある地域の割合です。配置計画を策定し、公園を都市計画決定して配置率を増やします。

現況値 目標値 (H29)

59.6%⇒71%

出典：豊田市緑の基本計画（平成20年3月）

1-3 緑化地域制度

緑化地域制度とは

緑が不足している市街地において、効果的に緑を創出するため一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。

緑化地域指定の目的

緑化地域の指定により、居住する市民や来街者が「将来にわたり永続的に体感できる緑」を創出し、環境モデル都市にふさわしい、賑わいと潤いのおいが共存した緑あふれる都心の形成を目的としています。

緑化地域の施行日：平成 24 年 10 月 1 日

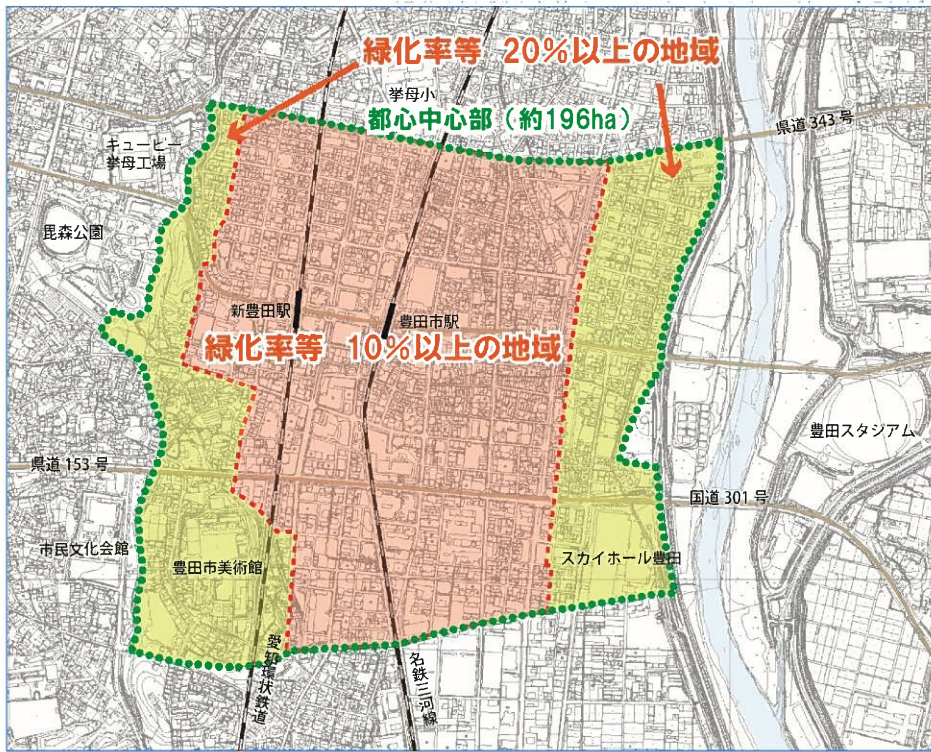
指定する地域：都心中心部（約 196 ha）

●対象となる敷地面積

敷地面積 **500m²以上**
(約150坪以上)

●対象となる行為

■建築物の新築又は増築をする場合
(ただし、増築後の建築物の床面積の合計が、平成24年10月1日時点の床面積の合計の1.2倍を超えないものを除く。)



義務化する緑化率等

建ぺい率	緑化率等の最低限度		内	訳
60%の地域	20%	=	15%	+ 5%
80%の地域	10%	=	5%	+ 5%
〔注意事項〕 角地緩和など建築基準法による建ぺい率の緩和を受けている建築行為の際には、別途ご相談ください。			都市計画法	条例

緑化率等とは？

「緑化率等」 = ①緑化率 + ②環境負荷低減率

①緑化率

都市緑地法施行規則第9条に基づき算出されます。

緑化面積として認められる緑化施設としては、植栽、花壇、芝その他地被植物、屋上緑化、壁面緑化等のほか既存の樹木等も含まれます。

※ 緑化率は都市緑地法第41条により「**建築基準関係規定**」とみなされます

②環境負荷低減率

太陽光発電設備やその他市長が環境負荷の低減に資すると認めた施設・設備（環境負荷低減施設）の合計を敷地面積で割った数値とします。

豊田市緑化推進条例では、「環境負荷低減率」を最大で5%、緑化率等に含むことができます。

緑化率の算出方法

$$\frac{\text{緑化面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\% \geq \text{緑化率の最低限度}$$

環境負荷低減率の算出方法

$$\frac{\text{環境負荷低減施設}}{\text{敷地面積}} \times 100\% \leq 5\%$$

『緑化施設等』とは？ 『緑化施設等』 = 緑化施設 + 環境負荷低減施設

緑化地域制度の申請の手続き



①緑化地域の指定区域内外を都市計画課に確認

②建築確認申請の前に最低緑化率等（建ぺい率の緩和措置等を含む）を建築相談課に確認

③必要な緑化率等を満足する緑化計画を作成し、公園緑地つかう課に「緑化率等適合証明申請書」を提出

④緑化工事の完了後に、「緑化施設等工事完了届」を公園緑地つかう課に提出

⑤完了検査合格後、緑化施設等の永続的な維持管理

●申請の注意点

「建築確認申請」の前に必要となる手続き

③「緑化率等適合証明申請書」の提出 ⇒ 審査

「建築完了検査」の前に必要となる手続き

④「緑化施設等工事完了届」の提出 ⇒ 審査

緑化率等の最低限度 一覧表

用途地域 (建ぺい率)	防火地域内 の 耐火建築物	角地緩和	建ぺい率 の 最高限度 (%)	都市緑地法 による 緑化率の 最低限度	条例による 緑化率・ 環境負荷低減率 の最低限度	緑化率等 合計 (%)	該当条文 第5条	
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域 (60%)	—	—	60	15	5	20	1項1号	
	○ ※2	—	70 (+10)	5	5	10	2項2号	
	—	○ ※3	70 (+10)	5	5	10	2項2号	
	○ ※2	○ ※3	80 (+20)	5	5	10	2項2号	
商業地域 近隣商業地域 (80%)	—	—	80	5	5	10	1項2号	
	○ ※1	—	指定なし	適用なし	5	5	2項3号	
	—	○ ※3	90 (+10)	0	5	5	2項3号	
	○ ※1	○ ※3	指定なし	適用なし	5	5	2項3号	
商業地域 (80%)	【地域地区】 高度利用地区 (50%)	—	—	50	15	5	20	2項1号
		○ ※2	—	60 (+10)	15	5	20	2項1号
		—	○ ※3	60 (+10)	15	5	20	2項1号
		○ ※2	○ ※3	70 (+20)	5	5	10	2項2号
	【地域地区】 高度利用地区 (70%)	—	—	70	5	5	10	2項2号
		○ ※2	—	80 (+10)	5	5	10	2項2号
		—	○ ※3	80 (+10)	5	5	10	2項2号
		○ ※2	○ ※3	90 (+20)	0	5	5	2項3号
	【地域地区】 高度利用地区 (80%)	—	—	80	5	5	10	2項2号
		○ ※1	—	指定なし	適用なし	5	5	2項3号
		—	○ ※3	90 (+10)	0	5	5	2項3号
		○ ※1	○ ※3	指定なし	適用なし	5	5	2項3号

【建築基準法による建ぺい率の緩和措置】

- ※1 建築基準法第53条第5項1号：建ぺい率の限度が10分の8とされている地域内で、かつ防火地域内にある耐火建築物は、適用されません。
- ※2 建築基準法第53条第3項1号：建ぺい率の限度が10分の8とされている地域外で、かつ防火地域内にある耐火建築物は、建ぺい率が10%緩和されます。
- ※3 建築基準法第53条第3項2号：街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものは、建ぺい率が10%緩和されます。

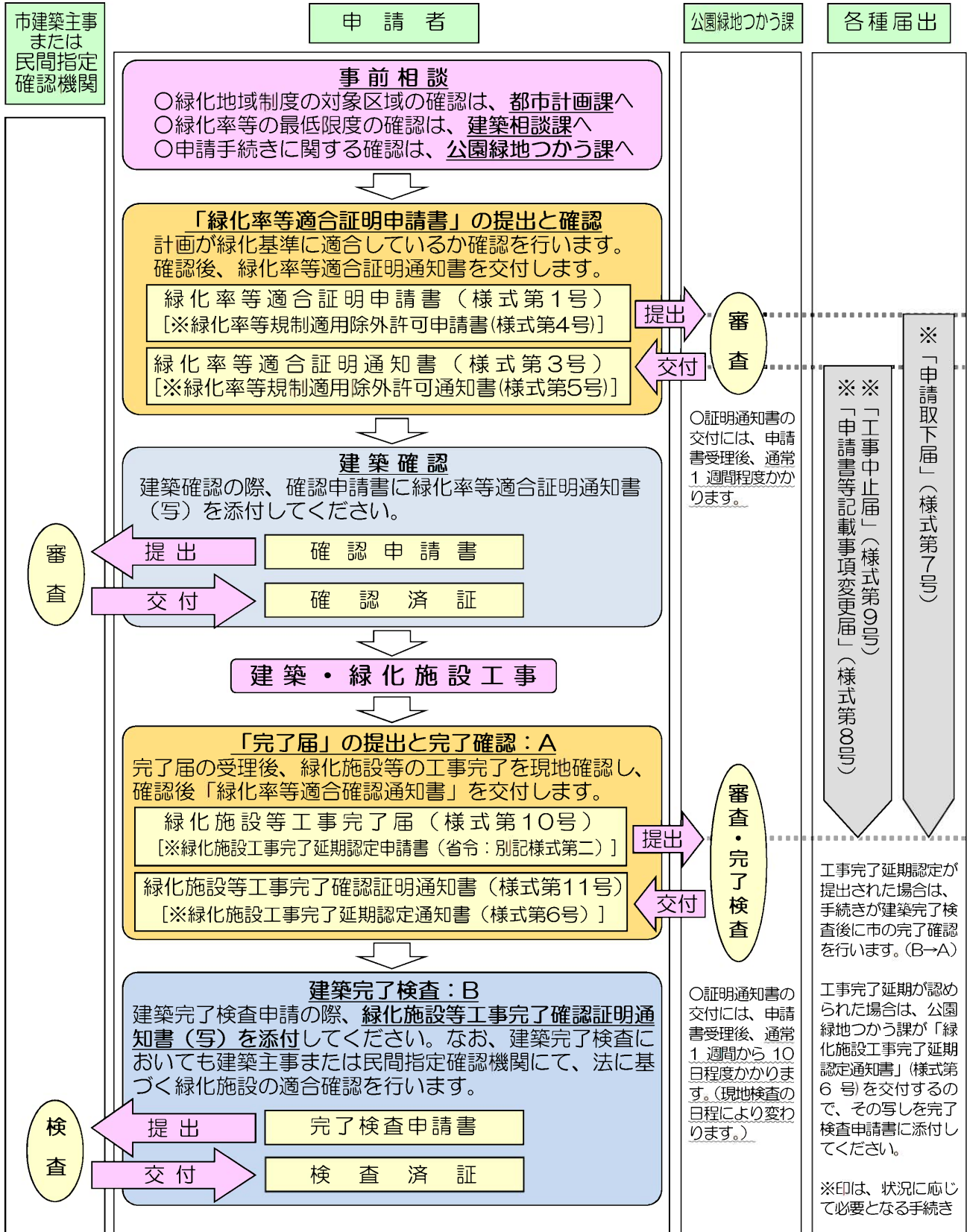
【補足事項】

- 1 建築基準法第53条第3項1号※2かつ第2号※3に該当する場合は、用途地域の建ぺい率に20%を加えた数値を建ぺい率の最高限度とします。
- 2 緑化推進条例第6条の「市の施設」に該当する建築物は、上表の緑化率等の合計に一律5%の緑化率を加えるものとします。

2 申請手続き

2-1 申請手続きの流れ

豊田市緑化地域制度に関する申請を行う際は、以下のフロー図を参考にしてください。



2-3 申請に必要となる書類（規則第4条、同第5条、同第6条、同第10条）

手続きの種類 申請時に必要となる書類及び添付図書 [必要部数]		緑化率等適合証明申請	緑化率等の規制の適用除外許可	緑化施設の工事完了延期の認定	申請の取り下げ	申請書等記載事項の変更	工事の中止	緑化施設等の工事の完了
必要となる書類	緑化率等適合証明申請書（様式第1号） [2部]	○						
	緑化施設等概要書（様式第2号） [2部]	○						○
	緑化率等規制適用除外許可申請書（様式第4号） [2部]		○					
	緑化施設工事完了延期認定申請書（省令別記様式第二） [3部]*1			○				
	申請取下届（様式第7号） [2部]				○			
	申請書等記載事項変更届（様式第8号） [2部]					○		
	工事中止届（様式第9号） [2部]						○	
	緑化施設等工事完了届（様式第10号） [3部]*1							○
添付が必要な図書	①付近見取図	○	○	○				
	②配置図	○	○	○		△		○
	③求積図及び求積表（完了届は、実測による求積図及び求積表）	○	○			△		○
	④写真及び撮影位置図			○				○
	⑤断面図（屋上緑化、壁面緑化といった緑化補助資材を使用した緑化施設等を整備する場合）	○	○			△		○
	⑥立面図（壁面緑化といった緑化補助資材を使用した緑化施設等を整備する場合）	○	○			△		○
	⑦個別詳細図（緑化資材を使用して緑化施設等を整備する場合）	○	○			△		○
	⑧緑化施設等チェックシート							○
	⑨工場立地法第6条第1項に規定する届出書の受理通知書（写）又は期間短縮承認書（写）*3		○					
豊田市緑化地域制度に関する持ち回り確認票 [1部]	○							
交付書類	緑化率等適合証明通知書（様式第3号）	□						
	緑化率等規制適用除外許可通知書（様式第5号）		□					
	緑化施設工事完了延期認定通知書（様式第6号）			□				
	緑化施設等工事完了確認証明通知書（様式第11号）							□

○：必要な書類 △：変更内容によって必要となる書類 □：交付される書類

※1 [各3部]とあるのは、公園緑地つかう課申請用2部、建築完了検査申請添付用1部となります。

※2 添付が必要な図書の部数は、必要となる書類の部数と同数です。

※3 工場立地法第6条第1項に該当することを適用除外の理由とする場合に添付してください。

※4 各種様式については、豊田市緑化地域制度（豊田市ホームページ ⇒ 組織から探す ⇒ 都市整備部 公園緑地つかう課）をご参照ください。

2-4 申請書類の留意点

(1) 緑化施設の変更及び緑化施設完成時の留意事項

ア 大きな内容変更の場合

緑化施設工事の完了前に、大きな内容変更（屋上緑化や壁面緑化等、新たに緑化資材を使用する場合や当初の緑化計画が大きく変わった場合）が生じた場合は、「申請書等記載事項変更届（様式第8号）」が必要となります。

なお、添付図書は、変更箇所を朱書するなど、変更内容が明確に分かるように作成してください。

イ 軽微な変更の場合

軽微な変更（緑化施設の軽易な配置変更、樹種変更、緑化率等の最低限度以上を満足する緑化面積の増減等）の場合は、「緑化施設等工事完了届（様式第10号）」の提出とともに軽微な変更（朱書き）の内容を示した竣工図（配置図、求積図、面積計算書）を提出してください。

(2) 写真管理

ア 敷地全体の緑化施設の施工状況を緑化施設ごとに撮影し、写真に番号を付し、撮影位置図は、配置図等を用いて撮影した位置に写真番号と撮影方向を記入してください。

イ 面積の算出根拠となる完了時の樹高、樹冠、樹木の本数、植栽基盤の面積等が、原則として写真で確認できるよう樹木にテープやスタッフを当てるなど工夫して撮影してください。ただし、数量が多くすべての緑化施設等を撮影することが困難な場合は、最低でも樹木、芝、その他地被植物においては、同一樹種かつ同一高さ区分で1枚上、その他については数か所に1か所の撮影頻度で撮影してください。工事ごとで状況が異なりますので、撮影頻度については、公園緑地つかう課にご相談ください。

ウ 芝生・地被植物等の植栽基盤、壁面緑化は、緑化した面積が確認できるように写真管理を行って下さい。特にストロン苗を使用する場合は、完了確認時の密度確認が困難となるため、必ず施工中に密度管理を行った写真や出来形調書等を作成し、完了時に提出してください。

エ 種子吹付や播種を行う場合は、種子量が確認できる写真管理や施工状況が分かる写真を撮影してください。

オ 駐車場緑化は、緑化保護資材の設置状況が分かる写真を撮影してください。

カ 完了検査時に現地で確認が難しい屋上緑化、壁面緑化、太陽光パネル等は、写真で寸法等が確認できるようテープ等を当てて撮影してください。

キ 花壇等で植え付け適期でない等の理由から完了時に花苗や野菜苗を植栽できない場合は、草花や野菜が生育するための土壌であることが分かるように客土補充等の状況や土壌厚さを撮影してください。

(3) 緑化施設等の完了に伴う事前確認について (お願い)

- ア 緑化施設等の工事完了後、「緑化施設等工事完了届 (様式第 10 号)」を提出する際の添付図書として、「緑化施設等チェックシート」(18 ページ参照)の提出が必要となります。
- イ 緑化施設等チェックシートは、緑化施設が適合であるかを申請者の方が事前に確認するものですが、公園緑地つかう課が行う現地の完了確認と概ね同じ項目で構成されていることから、市と申請者が完了確認の内容において、双方の共通認識を図り、完了時の円滑な事務を行うことを目的としています。なお、チェックシートの確認内容で不明な点や質問等がありましたら、公園緑地つかう課までお問合せください。

(4) 申請書等に記載する数値 (実施要綱第 16 条)

事 項	単 位	記 載 桁 数	端数処理
緑化率の最低限度	%	小数点以下第 1 位まで	切り上げ
環境負荷低減率の最低限度	%	小数点以下第 1 位まで	切り上げ
緑化施設の面積	m ²	小数点以下第 1 位まで	切り捨て
緑化率	%	小数点以下第 1 位まで	切り捨て
環境負荷低減施設の面積	m ²	小数点以下第 1 位まで	切り捨て
環境負荷低減率	%	小数点以下第 1 位まで	切り捨て
敷地面積	m ²	小数点以下第 2 位まで	切り捨て
増築割合	%	小数点以下第 1 位まで	切り捨て
園路、土留等の面積の割合	%	小数点以下第 1 位まで	切り捨て

※ ただし、緑化率等が異なる区域に敷地がまたがる場合の緑化率等の最低限度の数値は、小数点以下第 2 位を切り捨てるものとします。

2-5 緑化施設等の完了確認の立会いについて

- ア 市公園緑地つかう課が実施する緑化施設等の完了確認の際に、建築物もしくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、緑化施設等、帳簿書類その他の物件を検査します。
- イ 現地での完了確認の際に、公園緑地つかう課が必要に応じて緑化施設等に関するヒアリングを実施しますので、申請者・施工業者など緑化施設の設置及びその後の維持管理について、回答できる方の立会い (同席) をお願いします。
- なお、現地での完了確認を実施する日程については、公園緑地つかう課より申請者に対し、事前連絡により決定します。
- ウ 立ち入り検査をする職員は、その身分を示す「身分証明書 (様式第 12 号)」を携帯します。

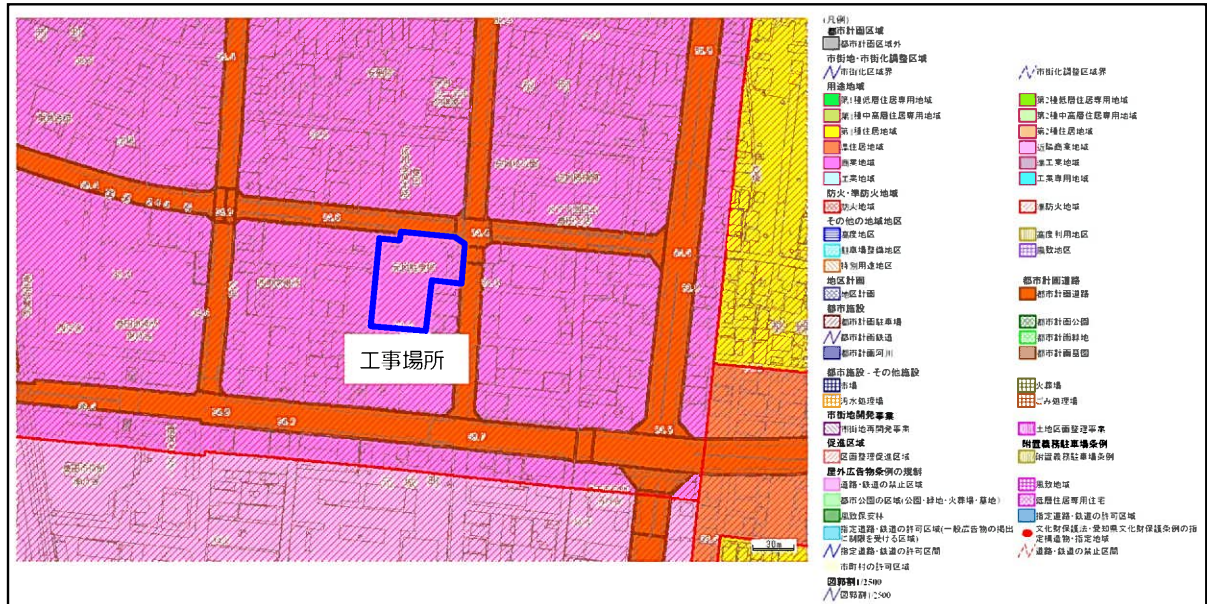
2-6 申請時に必要となる添付図書

①付近見取図

付近見取図として、**工事場所、方位、道路、用途地域及び目標となる地物**を示した図面が必要です。

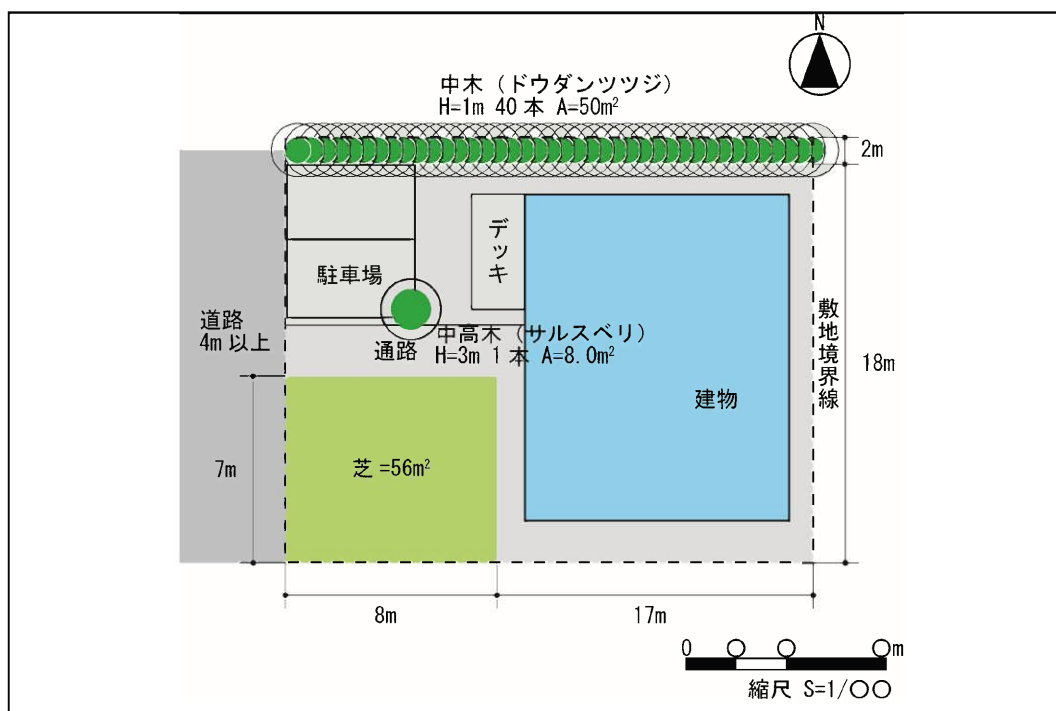
豊田市のホームページでは、「とよたiマップ地図情報サービス」の「都市計画マップ」にて用途地域図等の情報を提供していますので、ご利用ください。

※ 防火地域内の耐火建築物で建ぺい率の緩和を受ける場合は、防火地域であることを明示してください。



②配置図

配置図として、縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに緑化施設及び環境負荷低減施設の配置、種別及び面積を明示した図面が必要となります。

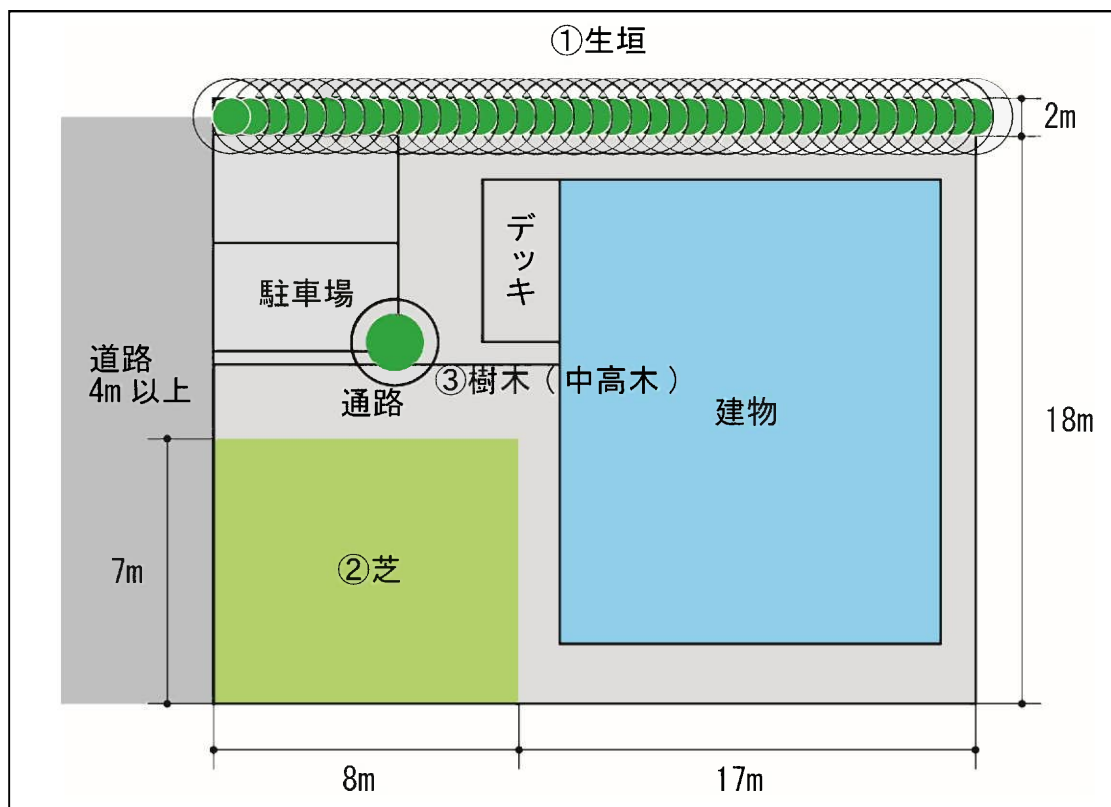


③求積図及び求積表

緑化施設等概要書の緑化施設等面積が確認できるよう、計算式を含めて記入してください。計算方法に指定はありませんが、できれば面積のチェックがしやすい縦横、三斜、ヘロンでお願いします。CAD計測の場合は、CAD計測により算出した旨を明記してください。

当初の緑化率等適合証明申請書の記載事項において、軽微な変更があった場合は、変更箇所の緑化施設を朱書きし、工事完了時に提出して下さい。

求積図



- ※ 1 緑化面積が正しく計算されているかの確認及び完了時に現地が図面どおり施工されているかの確認のため、算出根拠となる植栽基盤の寸法、樹高等を記入してください。CAD計測の場合も植栽基盤の寸法を記入してください。
- ※ 2 緑化面積は、水平投影面積となりますので、緑化面積の算出根拠となる植栽基盤の寸法等は、水平距離を記入してください。
- ※ 3 S1_①及びS1_②の方法を選択した場合、樹冠の重複及び敷地外に出る部分の有無が確認できるよう樹冠を記入してください。
- ※ 4 芝、その他地被植物は、植栽密度を記入してください。
- ※ 5 配置図と求積図は、分かりにくくならないければ1枚にまとめて作成しても構いません。

求積表

必要緑化面積 500.00m²×20% 100.0m²
 緑化面積合計 ①～③ 114.0m²

①生垣 中木40本 (樹高1m、半径0.5m)	植栽基盤の水平投影面積 (S1 _③) S _a = 2m×25m = 50.00m ² S _b = 4m ² ×40本 = 160.00m ² S _a < S _b より 50.00m ² 小数点第2位を切り捨てて緑化施設等概要書に記入	50.0m ²
②芝	芝部分S2 = 7m×8m = 56.00m ² 小数点第2位を切り捨てて緑化施設等概要書に記入	56.0m ²
③樹木 (中高木) 中高木1本 (樹高3m、半径1.2m)	みなし樹冠面積 (S1 _②) S1 _② = 8m ² ×1本 = 8.00m ² 小数点第2位を切り捨てて緑化施設等概要書に記入	8.0m ²

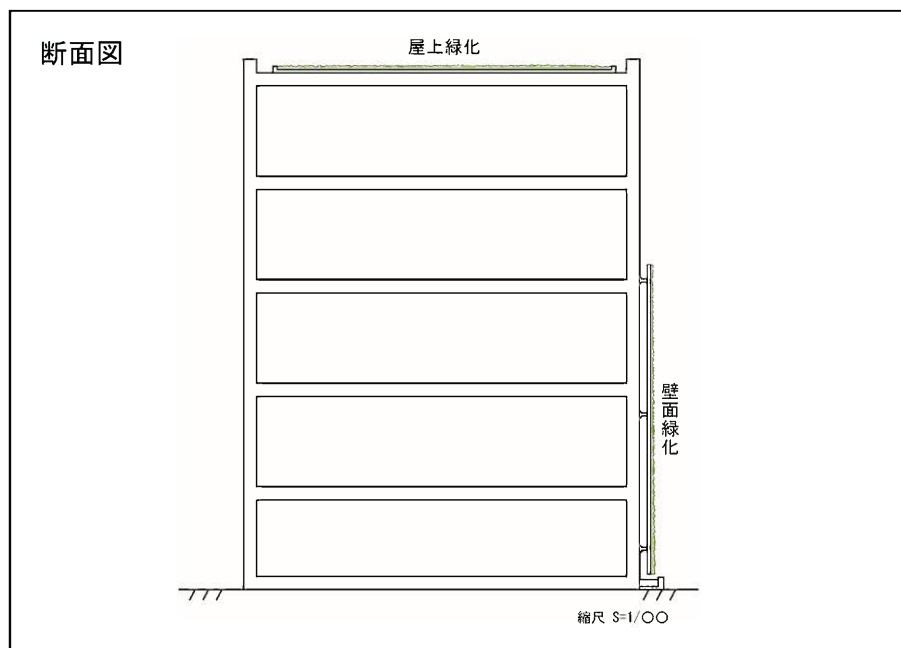
- ※1 緑化面積は、水平投影面積であるため、水平距離で計算してください。
- ※2 S1_①及びS1_②の方法を選択した場合、樹冠が重なる部分の重複計上及び敷地外に出る部分の計上はできません。
- ※3 S1_③の方法を選択した場合、植栽基盤の中に構造物があるときは、原則としてその面積を控除しなければなりません。また、同じ植栽基盤の中にある樹木は、すべてS1_③で計算する必要があります。

④写真及び撮影位置図

敷地全体の緑化施設の配置がわかるように写真を撮影し、撮影位置及び撮影方向が明記された図面を添付してください。(2-4 申請書類の留意点 (2) 写真管理 (11 ページ) をご参照ください。)

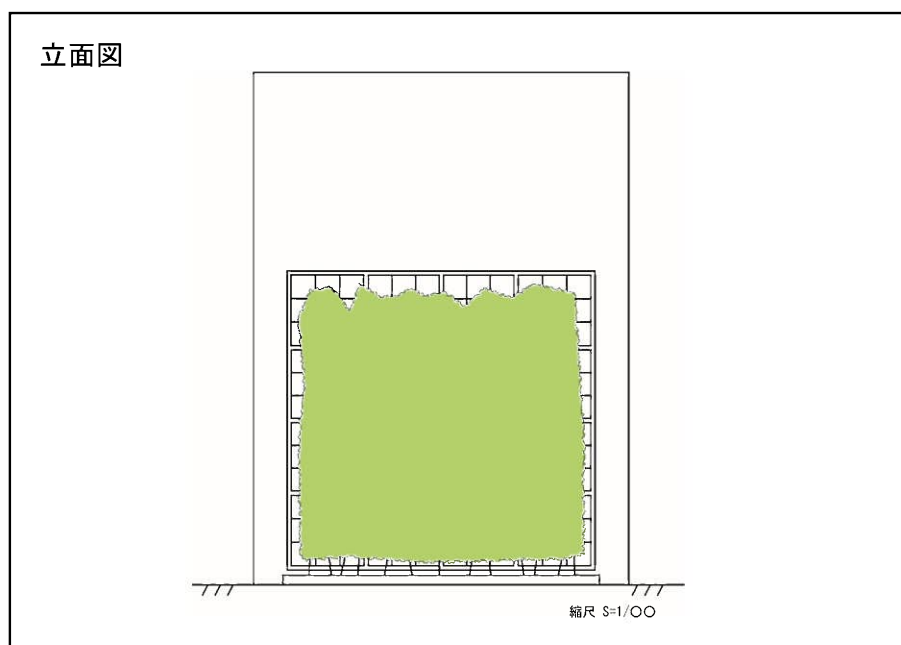
⑤ 断面図

屋上緑化、壁面緑化といった緑化補助資材を使用した緑化施設等を整備する場合、縮尺と整備する緑化施設等の位置がわかる図面が必要になります。



⑥ 立面図

壁面緑化といった緑化補助資材を使用した緑化施設等を整備する場合、縮尺と整備する緑化施設等の位置が分かる図面が必要になります。



⑧緑化施設等チェックシート

緑化施設等の工事完了後、下記チェックシートの内容に基づき、設置した緑化施設等が実施要綱の基準に適合しているか事前確認し、「緑化施設等工事完了届（様式第10号）」とともに提出してください。

記入例

緑化施設等の確認をした日

完了検査

【緑化施設等チェックシート】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

確認をした人

豊田市都市整備部公園緑地つかう課 宛

緑化施設及び環境負荷低減施設について以下のとおり報告します。

チェック者	氏名	〇〇設計事務所 〇〇 〇〇
	住所	豊田市〇〇町〇丁目〇番地
	連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

申請者	住所	豊田市△△町△丁目△番地
	氏名	△△ △△
行為場所	地名地番	豊田市□□町□丁目□番地

・該当する項目にし印をつける

・必要事項を記入する

緑化施設の変更（申請書等記載事項変更届）及び完了延期認定の申請について

変更届	<input checked="" type="checkbox"/> 提出なし	<input type="checkbox"/> 提出済（様式8）	<input checked="" type="checkbox"/> 軽微な変更あり
延期認定	<input checked="" type="checkbox"/> 申請なし		
	<input type="checkbox"/> 認定済	認定日（令和 年 月 日）	
	理由		

確認事項			内 容			適合		該当無し
大	確認項目	小	該当する項目にし印をつける			※1	※2	※3
1	緑化施設全体	(1)	図書に示されている箇所の他に緑化施設等の重複がないか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2)	緑化施設が敷地内に設置されているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3)	緑化施設等が枯死していないか、または正常な機能を保っているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4)	緑化施設等が屋外に設置されているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5)	適切な維持管理ができる緑化施設等となっているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(6)	屋上、壁面緑化の場合、耐荷重等を考慮した緑化施設であるか。				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	樹木（樹冠）	(1)	樹冠の範囲が図面に示された範囲以上となっているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2)	樹高に応じた正しいみなし樹冠（半径が高木は2.1m、中高木は1.6m、中木は1.1m）で面積算定されているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	樹木（みなし樹冠）	(3)	他の緑化施設との重複及び敷地外へのはみ出しを計上していないか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4)	必要な高さの樹木が図書の本数どおり植栽されているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5)	樹木の生育に必要な土壌が確保されているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	芝、その他の地被植物	(1)	表面が、芝等の植物で被われているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2)	（芝の場合）7分張以上の張芝を行っているか。行っていない場合は目地を除いた緑化面積となっているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3)	苗芝がポット苗の場合は、4個/m ² 以上で植栽されているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(4)	苗芝がストロン苗の場合は、150/m ² 以上の密度で植栽されているか。植栽密度を確認できる資料（写真等）は、添付されているか。			<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5)	（地被植物の場合）36株/m ² 以上で植栽されているか。（ただし、ヒペリカム類は16株/m ² 以上、タマリユウおよびそれに類する地被植物は64株/m ² 以上）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(6)	（つる性植物の場合）つる性植物などが緑化資材を平均して間隔が30cm以下のパーゴラで被っているか。一年草が植栽されていないか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(7)	緑化補助資材を使用している場合、提出された書類どおりの緑化率となっているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	花壇等	(1)	草花等が図書のとおりに植栽されているか。（やむを得ず植栽が困難な場合は、6ヶ月以上の植栽の予定があるか。）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2)	植物の生育に必要な土壌が確保されているか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3)	プランターやコンテナ等の場合は、容量が概ね50ℓを超え、アンカーボルトやモルタル、接着剤等で建築物等の躯体にしっかりと固定されているか。				<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

確認事項			内 容	適合		該当 無し
大	確認項目	小		※1	※2	※3
5	池・水流等	(1)	池もしくは水流に面している一体の植栽等が、池もしくは水流の面積以上であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(2)	池もしくは水流の底の表面が、土もしくは石（切石も可）で被われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(3)	（池の場合）外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(4)	（水流の場合）両側に植栽が面しており、水流と水流に面している植栽等との横断面のうち、植栽等の横断延長が水流の横断延長を超えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
6	土留・園路等	(1)	土留・園路等の緑化面積の合計が、全緑化面積の1/4を超えていないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2)	（土留の場合）土留の片側が植栽等に面しているか、建築の躯体として利用していないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3)	（園路の場合）園路の両側が植栽等に面しているか、園路に面した植栽等の面積が園路の面積以上であるか、園路と園路に面した植栽等の横断面のうち、植栽等の横断延長が園路の横断延長を超えているか、日常的な車両通行がないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(4)	（広場の場合）広場の外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面しているか、広場に面した植栽等の面積が広場の面積以上であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(5)	（ベンチ等の場合）園路、広場の中に設置されているか、施設のうち、緑地の利用や維持管理に関する施設であるか、1施設の面積が1m ² 未満であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
7	壁面緑化	(1)	（つる性植物による緑化の場合）水平方向に3株/m以上の植物が植栽され、誘引施設が設置されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(2)	誘引施設の間隔は30cm以下となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		(3)	（自立式壁面を設置して緑化する場合）自立式壁面の外面から建築物の外壁までの距離は、50cm以内となっているか、建物の外側に緑化されているか。水平方向に3株/m以上の植物が植栽されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
8	環境負荷低減施設	(1)	（太陽光発電等の場合）自然エネルギーの収集有効面積またはパネル面積を面積計上しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※1：現地確認を行い、適合していることが確認された場合は、□内にレ点を記載ください。

※2：現地確認が出来なかった場合は、□内にレ点を記載し、下記の表に別に確認した方法を記入してください。

※3：該当する項目がない場合は、□内にレ点を記載してください。

【現地確認が困難な事項】

確認項目		確認方法
大	小	
例	3 (4)	ストロン苗の密度は、施工状況写真により150g/mであることを確認した。
	1 (6)	設計図書にて屋上緑化の荷重に耐えられることを確認した。(1,800kg/m ² 確保)

※2にし印をした（現地で確認ができなかった）場合に確認した方法を記入

2-7 緑化地域制度の適用除外となる物件の場合

(都市緑地法第35条第3項、条例第5条第4項、実施要綱第12条第2項)

(1) 適用除外となる物件（工場立地法の対象となる物件を除く）

次のアからウに該当する建築物で緑化率等の最低限度を満たせない場合は、「緑化率等規制適用除外許可申請書（様式第4号）」を提出してください。市長がやむを得ないと認めたものに限り、一定の条件を付して許可をします。

なお、適用除外については、事例ごとに許可条件を判断しますので、必ず事前に公園緑地つかう課にご相談ください。

ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物、都市公園法に規定する公園施設及び占用の許可を受けた建築物

イ 下表に掲げる建築物

敷地全体から除外物件の水平投影面積を控除した残りの敷地面積に対して、緑化率等の最低限度を満たさなければなりません。

建築用途	除外物件（法令で離隔エリアが含まれているものはその面積を含む）
学 校 等	グラウンド、砂場
	屋外プール
工 場 等	軌道敷
	煙突、パイプライン、廃棄物処理施設、クレーン、変電施設などの固定施設
	高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造所など
	ガス事業法に規定するガス工作物など
	消防法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に規定する危険物貯蔵所など
交通関連施設	鉄道事業法に規定する軌道など
	軌道法に規定する軌道など
	道路法に規定する一般交通の用に供する道や道路付属物など

ウ 敷地の全部又は一部が地山状態の高低差5m以上かつ勾配30°以上で工事により手を加えない崖地である建築物

敷地全体から除外する崖地の水平投影面積を控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率等の最低限度を満たさなければなりません。

ただし、崖地について工事により地形を変えたり擁壁を設置したりする場合や崖地にある既設の緑化施設等の面積を計上する場合は、適用除外とすることはできません。

※ 緑化率等規制適用除外許可通知書の許可条件が「なし」の場合は、建築確認申請後の手続きは不要となり、「緑化施設等工事完了届（様式第10号）」は省略することができます。その場合は、建築確認申請書に「緑化率等規制適用除外許可通知書（様式第5号）（写）」を添付してください。

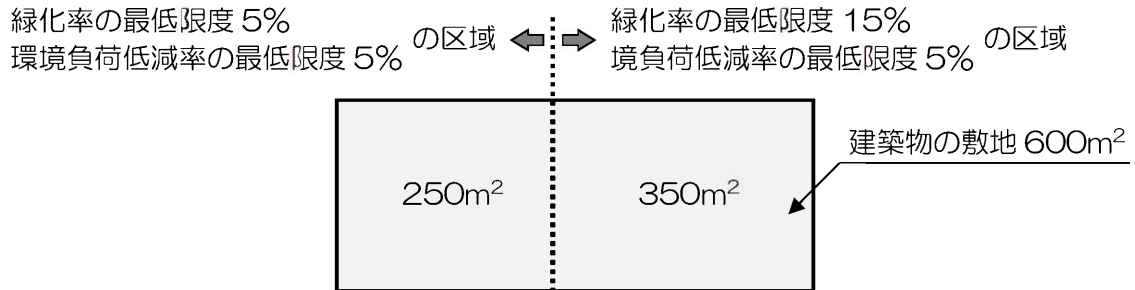
(2) 工場立地法の対象となる物件

工場立地法第6条第1項に該当する物件は、届出書を提出し、受理通知書又は期間短縮承認書の交付を受けて、緑化率等規制適用除外許可申請書に受理通知書（写）又は期間短縮承認書（写）を添付してください。

2-8 建築物の敷地が緑化率等の最低限度が異なる区域にまたがっている場合 (都市緑地法第35条第7項、実施要綱第16条第2項)

緑化率等の最低限度は、各区域の緑化率等の最低限度にその部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計とします。

＜計算例＞



〔緑化率の最低限度〕 $5\% \times 250\text{m}^2 / 600\text{m}^2 + 15\% \times 350\text{m}^2 / 600\text{m}^2 = 10.8\%*$

〔緑化率等の最低限度〕 $10\% \times 250\text{m}^2 / 600\text{m}^2 + 20\% \times 350\text{m}^2 / 600\text{m}^2 = 15.8\%*$

※小数点以下2桁目を切り捨て

2-9 市の施設の場合 (条例第6条)

緑化率等適合証明申請書、緑化率等規制適用除外許可申請書の申請者が、市長、教育長、事業管理者又は消防長である建築物の場合の緑化率の最低限度は、「1-3 緑化地域制度 緑化率等の最低限度 一覧表 (7ページをご参照ください。)」に示す数値に5%を加えた数値となります。

2-10 緑化地域制度の適用を受けない建築物 (都市緑地法第42条、条例第15条)

以下に掲げる建築物は、緑化地域制度の適用を受けません。

- (1) 建築基準法第3条第1項各号に掲げる建築物
 - ・重要文化財に指定された建築物
 - ・重要美術品等として認定された建築物等
- (2) 建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後、3か月以内であるもの又は同条第3項の許可を受けたもの
 - ・国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
 - ・被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの
 - ・災害があった場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物等
- (3) 建築基準法第85条第2項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
 - ・災害があった場合において工事を施工するために現場に設ける事務所、材料置場等
- (4) 建築基準法第85条第5項の許可を受けた建築物
 - ・許可を受けた仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物

2-11 各種申請書類の記入例

記入例

様式第1号（第4条関係）

緑化率等適合証明申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 様

建築確認申請と同じ申請者を記入
法人の場合は、法人名、代表者名を記入

申請者 住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 〇 〇 〇 〇
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

該当する条項を囲む

都市緑地法施行規則第25条

豊田市緑化推進条例第5条第5項

建築確認申請と同じ内容を記入
小数点以下3桁目切り捨て

の規定による

豊田市緑化推進条例第6条第3項において準用する同条例第5条第5項証明を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物の名称	〇〇〇〇マンション		
地名地番	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番		
建築物の用途	共同住宅		
用途地域	商業地域		
敷地面積	550.60 m ²		
建ぺい率の緩和	<input type="checkbox"/> 防火地域内の耐火建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 市が指定する角地等	
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	5.0 %	豊田市緑化推進条例の規定による緑化率等の最低限度	10.0 %
工事種別・増築割合	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築(都市計画決定告示の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合: 130.0 %)		
緑化施設等の面積	緑化施設	35.3 m ²	緑化率
	環境負荷低減施設	25.0 m ²	環境負荷低減率
工事着手予定年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
工事完了予定年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
担当者 (設計管理者)	住所	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
	氏名	〇〇設計事務所 〇〇〇〇	
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	

緑化率の最低限度+環境負荷低減率(5%)を記入
小数点以下2桁目切り上げ

該当する項目にレ印をつける

小数点以下2桁目切り上げ

小数点以下2桁目切り捨て

注意 該当する□の中にレ印をつけてください。

増築後の床面積の合計/緑化地域制度施行日の床面積の合計×100
小数点以下2桁目切り捨て

様式第2号（第4条、第5条、第10条関係）
（表）

該当する項目にレ印をつける 緑化施設等概要書

1 種別 適合 適用除外 完了延期 完了

2 緑化施設等の面積
（都市緑地法施行規則第9条関連）

土留、園路等の面積は、緑化施設的面積の1/4を超えて計上することはできません。

小数点以下2桁目切り捨て

面積の算出項目		面積 (㎡)	
地上緑化	樹木の面積	①樹冠の水平投影面積	
		②みなし樹冠の水平投影面積	16.8
		③一定の条件に該当する植栽基盤の水平投影面積	
	④芝その他の地被植物の水平投影面積	5.0	
	⑤花壇その他これらに類するものの水平投影面積	3.0	
	⑥水流、池その他これらに類するものの水平投影面積		
	⑦園路、土留その他の施設の水平投影面積	(A) 3.5	
	⑧地上における緑化施設的面積（①～⑦の計）	28.3	
屋上緑化	⑨屋上における①～⑥の面積の計		
	⑩屋上における⑦の面積	(B)	
	⑪屋上における緑化施設的面積（⑨＋⑩）		
⑫壁面における緑化施設的面積	7.0		
緑化施設的面積（⑧＋⑪＋⑫）	(C) 35.3		

（豊田市緑化推進規則第13条関連） ※該当する場合のみ記入してください。

面積の算出項目		面積 (㎡)
環境負荷低減施設	⑬太陽光発電設備の面積（太陽電池パネルの設置面積）	25.0
	⑭その他市長が認めた施設的面積	
	環境負荷低減施設的面積（⑬＋⑭）	(D) 25.0

(裏)

小数点以下2桁目切り捨て

3 緑化施設の面積に占める園路、土留等の面積の割合

園路、土留等の面積 [(A) + (B)]	3.5 m ²	× 1 0 0 = 9.9 %
緑化施設の面積 (C)	35.3 m ²	

4 緑化率

建築確認申請と同じ面積を記入
小数点以下3桁目切り捨て

小数点以下2桁目切り捨て

緑化施設の面積 (C)	35.3 m ²	× 1 0 0 = 6.4 %
敷地面積	550.60 m ²	

5 環境負荷低減率 ※該当する場合のみ記入してください。

環境負荷低減施設の面積 (D)	25.0 m ²	× 1 0 0 = 4.5 %
敷地面積	550.60 m ²	

注意 該当する□の中にレ印をつけてください。

記入例

様式第4号（第5条関係）

緑化率等規制適用除外許可申請書

建築確認申請と同じ申請者
法人の場合は、法人名、代表者名を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長様

該当する号数を記入

都市緑地法第35条第3項第1号、2号及び同条4項に規定する除外物件の面積を記入
小数点以下3桁目切り捨て
【実施要綱第12条第2項第1号、2号及び同条第3項第2号、3号】

申請者 住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏名 〇〇〇〇
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

建築確認申請と同じ内容を記入
小数点以下3桁目切り捨て

都市緑地法第35条第3項第3号
豊田市緑化推進条例第5条第4項第3号
たいので、次のとおり申請します。

緑化率の最低限度+環境負荷低減率(5%)を記入
小数点以下2桁目切り上げ

建築物の名称	〇〇〇〇マンション		
地名地番	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番		
建築物の用途	共同住宅		
用途地域	近隣商業地域		
①敷地面積	550.60 m ²		
建ぺい率の緩和	<input type="checkbox"/> 防火地域内の耐火建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 市が指定する角地等	
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	5.0 %	豊田市緑化推進条例の規定による緑化率等の最低限度	10.0 %
工事種別・増築割合	<input type="checkbox"/> 新築 ↑ 小数点以下2桁目切り上げ	<input checked="" type="checkbox"/> 増築(都市計画決定告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合: 130.0 %) ↑ 小数点以下2桁目切り捨て	
緑化施設等の面積	②緑化施設	35.3 m ²	緑化率 6.4 %
	環境負荷低減施設	29.3 m ²	環境負荷低減率 5.3 %
③用途により緑化が困難な敷地の面積	0.00 m ²	④がけ地等の面積	50.60 m ²
⑤緑化が可能な敷地の面積 (① - (③ + ④))	500.00 m ²	緑化が可能な敷地における緑化率(② / ⑤ × 100)	7.0 %
工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
工事完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
申請理由	敷地の一部ががけ地となっており、緑化することが困難なため		
担当者 (設計管理者)	住所	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
	氏名	〇〇設計事務所 〇〇〇〇	
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	

該当する項目にシ印をつける

増築後の床面積の合計 / 緑化地域制度施行日の床面積の合計 × 100
小数点以下2桁目切り捨て

都市緑地法第35条第3項第3号に規定する崖地等の面積を記入(小数点以下3桁目切り捨て)
【実施要綱第12条第2項第3号】

様式第7号（第7条関係）

申請取下届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 様

届出者 住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
 氏名 〇 〇 〇 〇
 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

該当する項目にレ印をつける

取り下げる提出済みの申請書の記載内容を記入

申請を取り下げるので、豊田市緑化推進規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

申請書の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 緑化率等適合証明申請書 <input type="checkbox"/> 緑化率等規制適用除外許可申請書 <input type="checkbox"/> 緑化施設工事完了延期認定申請書
申請年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
建築物の名称	〇〇〇〇マンション
地名地番	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番
取下げの理由	資金繰りの悪化により、建築計画が白紙となったため
担当者 （設計管理者）	住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名 〇〇設計事務所 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

注意 該当する□の中にレ印をつけてください。

緑化率等適合証明申請書、緑化率等規制適用除外許可申請書、緑化施設工事完了延期認定申請書を提出した後、緑化率等適合証明通知書、緑化率等規制適用除外許可通知書、緑化施設工事完了延期認定通知書が交付されるまでの間に申請の理由がなくなった場合に提出します。

様式第8号（第8条関係）

申請書等記載事項変更届

取り下げる提出済みの申請書の記載内容を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 様

届出者

住所 豊田市〇〇町〇丁目〇〇番地

氏名 〇 〇 〇 〇

人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

交付された緑化率等適合証明書の日付・番号を記入

変更する内容を記入
 ※確認申請の内容と整合がとれていること
 ・敷地面積は、小数点以下3桁目切り捨て
 ・緑化施設・環境負荷低減施設の面積及び
 緑化率・環境負荷低減率は、少数点以下
 2桁目切り捨て

変更するので、豊田市緑化推進規則第8条第1項

の規定により、次のとおり届け出ます。

通知書交付年月日 及び番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 R〇〇緑化 第〇〇号			
建築物の名称	〇〇〇〇マンション			
地名地番	豊田市〇〇町〇丁目〇〇番			
敷地面積	550.60 m ²			
変更事項	変更前	敷地面積550.60m ² 、地上緑化28.3m ² 、 壁面緑化7.0m ² 環境負荷低減施設29.3m ²		
	変更後	敷地面積555.60m ² 、地上緑化25.3m ² 、 壁面緑化12.0m ² 、環境負荷低減施設30.3m ²		
緑化施設の面積	変更前	35.3 m ²	変更後	37.3 m ²
緑化率	変更前	6.4 %	変更後	6.7 %
環境負荷低減施設 の面積	変更前	29.3 m ²	変更後	30.3 m ²
環境負荷低減率	変更前	5.3 %	変更後	5.5 %
工事完了予定年月日	変更前	年 月 日	変更後	年 月 日
変更理由	・確定測量により敷地面積が変更となったため ・地上部の緑化が一部困難となり、代わりに壁面緑化 を施工することとなったため			
担当者 (設計管理者)	住所	豊田市〇〇町〇丁目〇〇番地		
	氏名	〇〇設計事務所 〇〇〇〇		
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		

様式第9号（第9条関係）

工事中止届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 様

届出者 住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
 氏名 〇 〇 〇 〇
 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

中止する提出済みの申請書の記載内容を記入

交付された緑化率等適合証明書の日付・番号を記入

工事を中止したので、豊田市緑化推進規則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

通知書交付年月日及び番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 H〇〇緑化 第〇〇号
建築物の名称	〇〇〇〇マンション
地名地番	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番
中止の理由	資金繰りの悪化により、建築計画が白紙となったため
担当者 （設計管理者）	住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 氏名 〇〇設計事務所 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

緑化率等適合証明通知書、緑化率等規制適用除外許可通知書が交付された後に工事を中止する場合に提出します

様式第10号（第10条関係）

緑化施設等工事完了届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 様

届出者 住所 豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
 氏名 〇〇〇〇
 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

提出済みの申請書の記載内容を記入

交付された緑化率等適合証明書の日付・番号を記入

緑化施設及び環境負荷低減施設に係る工事を完了したので、豊田市緑化推進条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

通知書交付年月日及び番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 H〇〇緑化 第〇〇号		
建築物の名称	〇〇〇〇マンション		
地名地番	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番		
敷地面積	555.60 m ²		
建ぺい率の緩和	<input type="checkbox"/> 防火地域内の耐火建築物 <input type="checkbox"/> 市が指定する角地等		
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	5.0 %	豊田市緑化推進条例の規定による緑化率等の最低限度	10.0 %
工事種別・増築割合	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築（都市計画決定告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合：130.0%）		
緑化施設等の面積	緑化施設	37.3 m ²	緑化率 6.7 %
	環境負荷低減施設	30.3 m ²	環境負荷低減率 5.4 %
工事着手年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
工事完了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
担当者（設計管理者）	住所	豊田市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	
	氏名	〇〇設計事務所 〇〇〇〇	
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	

注意 該当するの中にレ印をつけてください。

現地実測により算出した数値を記載
 小数点以下2桁目切り下げ

実際の工事着手・完了年月日を記入

小数点以下2桁目切り捨て

別記様式第二（第十条関係）

緑化施設工事完了延期認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

豊田市〇〇町〇丁目〇〇番地

申請者の氏名又は名称 ○ ○ ○ ○ 印

都市緑地法43条第1項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができないことについて認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

注1 申請者が法人である場合には、代表者の指名を併せて記載すること。

2 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積 提出済みの申請書の記載内容を記入

建築物の名称	〇〇〇〇マンション
地名地番	豊田市〇〇町〇丁目〇〇番
敷地面積	550.60㎡

2 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

既存の緑化施設の位置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	0.0㎡

3 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

整備する緑化施設の概要及び規模	配置図のとおり
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	61.6㎡

4 上記3のうち工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別、面積、当該工事を完了することが出来ない理由及び完了予定年月日

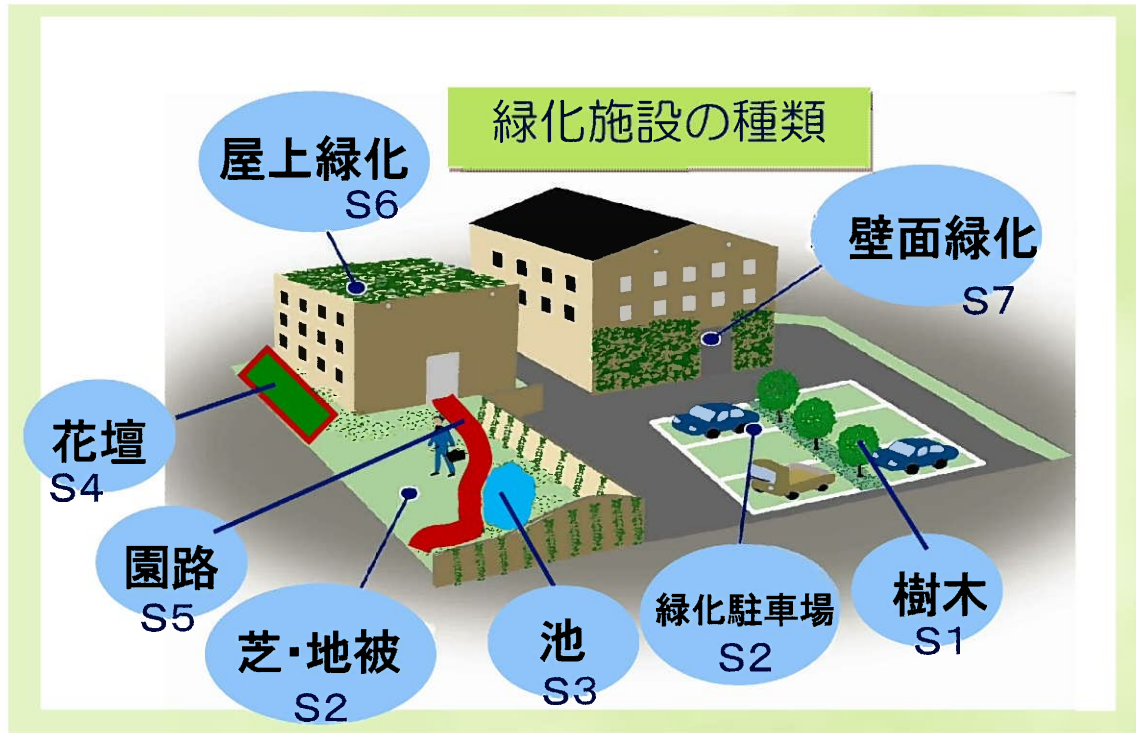
工事を完了することができない緑化施設の概要及び規模	配置図のとおり
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	61.6㎡
工事を完了することが出来ない理由	植栽時期が不適切なため
完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

上記2と3を合計した緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	11.1%
上記2と3を合計した緑化施設の面積から上記4の緑化施設の面積を減じた緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	0.0%

(注) 面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算すること。

3 緑化率等の算出方法



$$\text{緑化面積} = S1 + S2 + S3 + S4 + S5 + S6 + S7$$

(樹木) (芝・地被) (池・水流) (花壇等) (土留・園路等) (屋上) (壁面)

(1) S1: 樹木

樹木は次に示す3通りの計算方法のうち、いずれかの方法によって計算します。計算方法によって算出される面積が異なりますので、最も有利な方法を選択することができます。

敷地内の樹木の緑化面積は、S1_①からS1_③の計算方法を組み合わせて算出することができます。ただし、S1_②とS1_③を組み合わせる場合は、S1_②の計算方法で計上し、残りの部分をS1_③の計算方法で計上してください。S1_③の計算方法においては、S1_②で使用した樹木は使用できません。

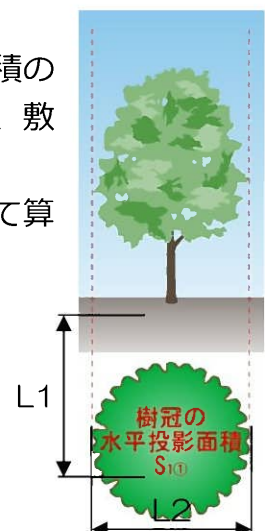
S1_① 樹木ごとの樹冠の水平投影面積

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計します。現況の水平投影面積のみ計上することができます。ただし、樹冠が重なる場合の重複計上、敷地外に出る場合の計上はできません。

また、樹冠を直行する2本の直径の平均を直径とした円とみなして算出した面積を樹冠の水平投影面積とすることができます。

$$S1_{①} \text{ 樹冠の水平投影面積の計算 } S1_{①} = \pi \left(\frac{L1 + L2}{4} \right)^2$$

$$\pi \doteq 3.14$$



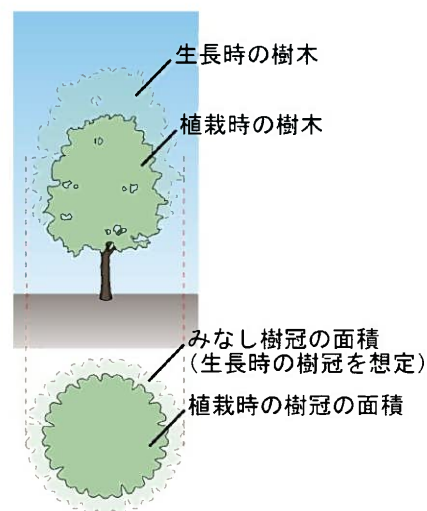
S1② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の水平投影面積

植栽時の樹木の高さに応じて、下表に示す半径の円形の樹形を持つものとしてみなします。この「みなし樹冠」を水平投影した面積の合計を樹木の緑化面積とします。

「みなし樹冠」が建築物等に重なる部分、「みなし樹冠」が重複する部分の重複計上及び敷地外に出る部分は緑化面積として計上できません。

ただし、樹木の高さが建築物よりも高い場合は、重なる部分

を緑化面積として計上することができます。



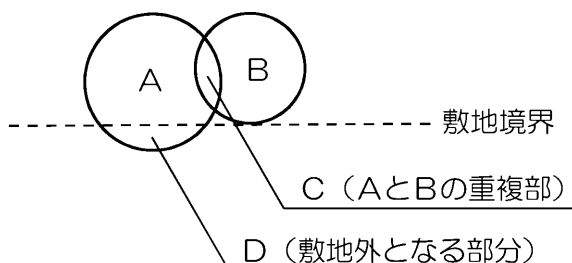
$$S1② = 13.8T_1 + 8.0T_2 + 3.8T_3 - \text{重複面積}$$

樹木の高さ (現状)	みなし樹冠 の半径	みなし樹冠 の面積	本数
高木 4.0m以上	2.1m	13.8m ²	T ₁
中高木 2.5m以上 ~4.0m未満	1.6m	8.0m ²	T ₂
中木 1.0m以上 ~2.5m未満	1.1m	3.8m ²	T ₃

この計算方法は樹高が1m以上のものに限ります

<重複部等がある場合の計算式>

$$S1① \text{ 又は } S1② = A + B - C - D$$



S1③ 植栽基盤の水平投影面積

下記の計算式で算出したみなしの緑化面積が、植栽基盤（樹木が生育するための土壌その他の資材で被われている部分）の水平投影面積以上であり、かつ樹木が偏ることなく適切な配置で植栽されている場合は、植栽基盤の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。

また、みなしの緑化面積が、植栽基盤の水平投影面積より小さい場合は、みなしの緑化面積を緑化面積として計上することができます。

植栽基盤の中に芝その他の地被植物があるときは、芝その他の地被植物の緑化面積を樹木による緑化面積とみなして計上することができます。（S1③で計上する植栽基盤にある芝その他の地被植物の面積は、「緑化施設等概要書（様式第2号）」において「③一定の条件に該当する植栽基盤の水平投影面積」で計上してください。）

植栽基盤の面積は内々寸法とします。土留を緑化面積として計上する場合は、植栽基盤の面積と分けて計算します。

原則として、植栽基盤の中に構造物等（構造物の基礎、集水枿、マンホール等）がある場合は、その面積を控除しなければなりません。

$$S1③ = 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

- T₁: 高さ4m以上の樹木の本数
 - T₂: 高さ2.5m以上4m未満の樹木の本数
 - T₃: 高さ1m以上2.5m未満の樹木の本数
 - T₄: 高さ1m未満の樹木の本数
- (樹木は現状の高さ)

植栽基盤 $\leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$ の時は、植栽基盤の面積

植栽基盤 $> 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$ の時は、 $18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$ の合計

<樹木以外に基準を満たす密度で植栽された芝や地被植物が植えられている場合>

$$S1③ = 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4 + \text{芝や地被植物で被われた面積}$$

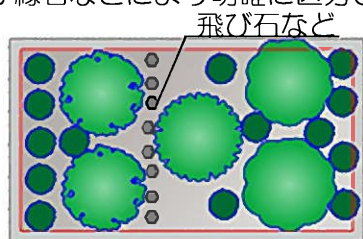
植栽基盤 $\leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4 + \text{芝や地被植物で被われた面積}$ の時は、
植栽基盤の面積

植栽基盤 $> 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4 + \text{芝や地被植物で被われた面積}$ の時は、
 $18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4 + \text{芝や地被植物で被われた面積}$ の合計

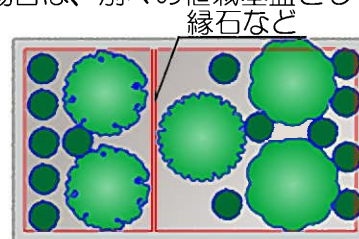
※ みなしの緑化面積が植栽基盤の面積より広い場合の植栽内訳は、高木から順に計上していき、緑化面積を満たす最後の植栽区分で面積調整をして、緑化面積と同じにします。

<植栽基盤の区分について>

植栽基盤が縁石などにより明確に区分されている場合は、別々の植栽基盤として計算します。



1つの植栽基盤として計算



2つの植栽基盤として別々に計算